



8

地域で見守る子どもの成長

児童虐待や犯罪被害などから子どもを守るには、警察や教育委員会、学校による取り組みを推進することはもとより、子どもを取り巻く地域ぐるみで見守る意識が重要となります。

児童虐待

児童虐待は、子どもの心と体にかかわる深刻な問題です。虐待を受けた子どもの多くは、身体の発育や知的発達の障害、情緒面での障害や行動面の問題が生じます。

子どもは親の所有物ではありません。保護者が「しつけ」という理由で行っている行為であっても、子どもに著しい苦痛を与えたり、子どもの成長に悪影響を与える場合は、「虐待」にあたります。「しつけ」か「虐待」かの判断は、子どもの視点・立場で考えます。

●子どもへの虐待には大きく分けて4つのタイプがあります。



①身体的虐待

なぐる、ける、戸外にしめ出すなど暴力を加えること

②性的虐待

子どもへの性的行為の要求、ポルノグラフィの被写体などに強要するなど

③ネグレクト(育児放棄・怠慢)

家や車の中に置き去りにする、適切な食事を与えない、極端に不潔なままにする(環境・衣服)、同居人からの子どもへの暴行を放置するなど

④心理的虐待

言葉による脅かし、無視、きょうだいと差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるうなど

●児童虐待に気づくためのポイントは…?

虐待を早く発見するためには、子どもに関わる一人ひとりが、ちょっとしたサインを見逃さないことが大切です。



①親が不自然

- 子どものけがに対する親の説明が不自然
- 人との関わりを避ける
- 子どもに会わせようとしにくい
- 引越が不自然に多い

②子が不自然

- 発育がよくない
- 落ち着きがない
- 乱暴である
- 節度なくベタベタ甘える
- 無表情である

③親子関係が不自然

- 親の子どもを見る目が冷たい
- お互い視線を合わせない
- 子どもへの言葉かけが乱暴
- 親の前で子どもが極端に緊張している

虐待かな?と思ったらすぐに連絡してください

相談・連絡の窓口

児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応) ☎189「いち・はや・く」
 王寺町役場福祉介護課 ☎0745-73-2001
 奈良県高田こども家庭相談センター ☎0745-22-6079

※子どもの生命に危険があると考えられる時は、すぐに110番、119番へ通報してください。

●地域ぐるみ健全育成事業 地域ぐるみで児童・生徒の安全確保に取り組みます。



■あいさつ+1運動(あいさつプラスわん運動)

地域の方が率先してあいさつに一言添えた声かけを行い、コミュニケーション増進と防犯効果を図るとともに、地域や学校、行政が連携して運動の輪を広げ、子どもたちを見守ります。

■安全確保の施策(青色防犯パトロール・駅前等町内巡回・老人子ども110番の家)

犯罪・事故等の被害を未然に防止するため、町内巡回やパトロールを実施します。また、通学路等における子どもの一時的な保護と警察への通報を行う「老人子ども110番の家」の旗の設置を推進します。

お問合わせ先 教育委員会事務局生涯学習課 ☎0745-72-1031